



## 「モクレポ」から見る今後の業界予測

今回の日合商解説（vol.108）では、林野庁から刊行されている「モクレポ」から見る今後の業界予測について、解説をしていきます。主に令和7年1月に刊行されたものから、令和7年度の関係予算・令和6年度の補正予算等、重要な項目等をピックアップし、解説します。

### INDEX

- ① 令和7年度 林野庁関係予算の重点事項
- ② 令和7年度林野庁税制改正予定事項の概要
- ③ 製材JASの改正
- ④ 海外産の木材の相場について

### ① 令和7年度林野庁関係予算の重点事項

令和7年度の林野庁関係予算の重点事項では、住宅業界と密接に関連する取り組みとして「木材利用の拡大」が挙げられます。特に、脱炭素社会の実現を目指す中で、環境負荷の少ない木材の活用が重要視されています。国産材の利用促進やCLT（直交集成板）の普及支援、さらに木造建築物の技術開発と普及に重点が置かれています。また、森林資源の循環利用を強化し、持続可能な林業の実現を図るとともに、地域経済の活性化にも貢献する政策が進められています。これらの取り組みは、木造住宅の需要拡大や木材価格の安定化を通じて、住宅業界に新たなビジネスチャンスをもたらすことが期待できます。

流通事業者としては、まず、国産材やCLTなどの木材製品の取り扱いを強化し、その環境性能や健康面でのメリットを顧客にアピールすることが重要となります。また、国の支援策や補助金情報を活用し、木材利用を促進する提案や申請サポートを行い、顧客との信頼構築を図ることも必要となってくるでしょう。

SDGsや脱炭素社会への対応を強化し、環境配慮型商品の導入やCO2削減効果の「見える化」を推進していくことが、非常に重要になってくると予想されます。

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会  
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

[https://au-shimizu.co.jp/seminar\\_column](https://au-shimizu.co.jp/seminar_column)

## ② 令和7年度林野庁税制改正予定事項の概要

林野庁の令和7年度税制改正予定事項として示されている9つの項目のうち、住宅業界に関連する3つの項目についてピックアップをし、今後の影響と予想される展開について解説します。

### 1. 「農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予等における営農困難時貸付け等の拡充」

これにより、林業経営の円滑な承継が促進されると予想されます。

これは、若い世代への森林所有権の移転を容易にし、長期的には持続可能な林業経営につながる可能性があり、国内木材の安定供給も期待できます。

### 2. 「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除の拡充及び2年延長」

これは、林業・木材産業の中小企業に大きな恩恵をもたらします。

この措置により、最新の林業機械や木材加工設備への投資が促進され、生産性向上とコスト削減が期待でき、住宅建材の品質向上とコスト競争力の強化につながります。

### 3. 「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除〔中小企業投資促進税制〕の2年延長」

これにより、林業・木材産業の設備投資が後押しされます。

この措置により、中小規模の製材所や木材加工業者が設備更新や拡張を行いやすくなり、住宅建材の安定供給と品質向上に寄与すると考えられます。

これらの税制措置により、林業・木材産業のサプライチェーン全体が強化され、結果として住宅業界に良質な国産材を安定的に供給できる体制が整うことが期待されます。

また、林業の若返りと近代化が進むことで、環境に配慮した持続可能な住宅建設の推進にもつながる可能性があります。

住宅業界は、これらの税制改正を機に、国産材の積極的な活用や、林業・木材産業との連携強化を図ることで、より競争力のある、環境に優しい住宅供給が可能になると予想されます。

2、3についての詳しい情報は、中小企業庁のサイトをご覧ください。

2 : [https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kyoka\\_zeisei.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kyoka_zeisei.html)

3 : <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.html>

③

## 製材JASの改正

「製材JASの改正」は、木材の品質基準や規格の明確化を進めることで、国産材の利用促進や取引の円滑化を目指す重要な動きです。

この改正において、流通事業者は、製材JAS規格に適合した国産材の活用を積極的に進めるといった対応を取ることにより、品質の安定性を確保しつつ、顧客への信頼性向上が期待できます。

また、サプライチェーン全体で規格対応を徹底し、施工や販売の現場での混乱を防ぐ必要があります。一方、流通事業者には、新しいJAS規格に基づく木材の取り扱いや管理体制の整備も求められます。規格適合品の確保やトレーサビリティの向上により、流通の効率化と取引先の信頼獲得が可能となるでしょう。

この改正を契機に、業界全体で国産材の利用促進と品質管理の高度化を進めることが、持続可能な成長への鍵となると予想されます。

### ■ 製材JASの改正の概要

・ JAS構造用製材の製造の合理化等を図るため、以下の内容をはじめとして、所要の改正を実施。

#### ① 目視等級区分の検査方法の追加

目視等級区分構造用製材の測定方法に、「カメラ撮影」「レーザー照射等」を追加。

→ 材面測定機器のカメラ撮影による測定が可能に。



材面測定機器の例

#### ② 曲げヤング係数の基準の変更

上限値と下限値による管理から、平均値と下限値による管理に見直し。

→ 検査のサンプルに、より強度が高い材が含まれても、格付が可能に。

| 曲げヤング係数<br>(g/m²) | 6.0   | 7.0   | 8.0 | 9.0 |
|-------------------|-------|-------|-----|-----|
| 下限                | 5.9以上 |       |     |     |
| 上限                |       | 7.8未満 |     |     |

| 現行  | 不合格 | 合 | 格(±7.0) | 不合格               |
|-----|-----|---|---------|-------------------|
| ↓   | 不合格 | 合 | 格(±7.0) | 不合格               |
| 改正後 | 不合格 | 合 | 格(±7.0) | 下限 6.0以上 平均 7.0以上 |

#### ③ 寸法許容差の合理化

含水率20%以下の構造用製材について、木口の寸法許容差の下限を「-0mm」から「-0.1mm」に見直し。

→ 自然乾燥により収縮しても、格付が可能に。

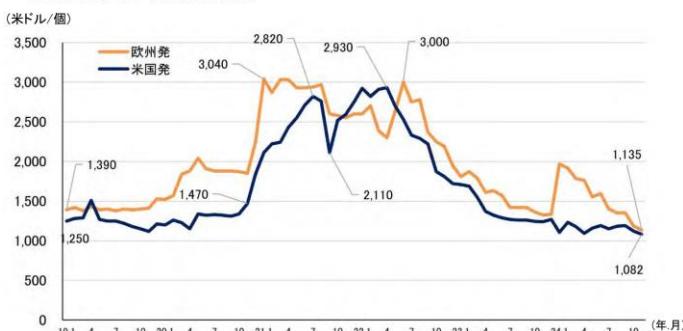
出典：林野庁「モクレボ」より抜粋

④

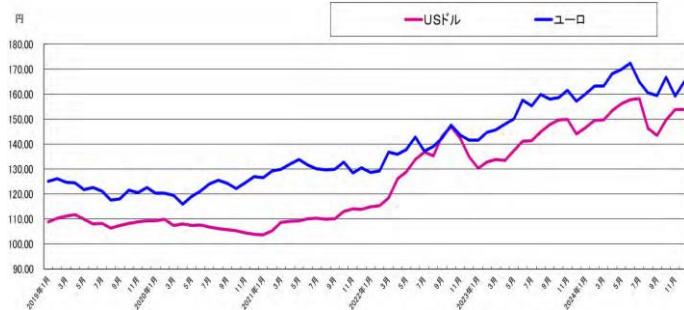
## 海外産の木材の相場について

海外産木材の相場は、欧州発コンテナ運賃の一時高騰や円安進行により、上昇傾向が続くと予想されます。特に輸入コストの増加が価格に転嫁され、国産材との競争が激化する可能性があります。一方で、輸送コストや為替相場の安定が進めば、徐々に平準化する見込みもあります。流通事業者にはコスト変動への柔軟な対応が求められるでしょう。

#### ○ 日本向けコンテナ運賃の推移



#### USドル及びユーロ為替相場



出典：林野庁「モクレボ」より抜粋